

〒160-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室 R A I K 内

電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail : raik

@kccj.jp

郵便振替 : 00190-4-119379 口座名称 : 外キ協

ホームページ : <http://www.gaikikyo.jp>

### ●第 31 回全国協議会 (2017 年 1 月 26 日) 開会メッセージ●

見よ、兄弟が共に座っている。  
なんとという恵み、何という喜び

《ローマの信徒への手紙 12 : 9 ~ 18》

アンデレ 中村 豊 (日本聖公会神戸教区主教)

第 31 回の外キ協全国協議会・全国を関西代表者会議が担当して開催されます。今回は、外国人住民基本法実現への方策、ハイトスピーチに象徴される人種差別をキリスト者はどのように考えるか、そして大規模災害への支援と協働が主なテーマです。

言うまでもなく、この協議会は、外国から来た、さまざまな文化的背景をもつ人たちが日本という国で安心して暮らせる社会を実現させるための超教派組織の一つです。

いかなる人も、正当な理由と条件が整えば、いかなる国にでも居住できる権利が与えられるのが当然であるとするのが、キリスト者の主張であり、世界人権宣言の第 13 条でも、「すべての人は、各国の境界内において、自由に移転及び居住する権利を有する。すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する」と述べている通りです。

民主主義を標榜する国においては、国民はさまざまな義務が課せられますが、自由と権利が保障され、そこには制限が設けられることはめったにありません。しかし、“それは自国民だけであり、国益が損なわれる可能性がある移住者に対して、

さまざまな制限を設けるのは当然の政策であると、統治者は主張します。

### ●平和貢献のカギ

昨年 1 月、約 1800 億円を投じてメキシコに小型車工場を建築する計画を発表したフォードは、トランプ氏の反対にあい、今年 1 月に建設計画を白紙に戻しました。製造業に従事するアメリカ人労働者雇用確保戦略の一環だとトランプ氏が主張した結果です。

不法入国者を食い止めるためにメキシコとの間に壁を設ける決断をしたトランプ大統領ですが、経済に疎い私でも理解できる通り、メキシコに求められていることは、さまざまなかたちで雇用機会を創出することであり、トヨタやフォードの工場建設はその一助となることは間違いありません。同時に、グローバル化や技術の進歩で、アメリカの中間層雇用を確保するのが極めて困難であることに変わりはなく、優良企業はますます豊かになり、トランプ氏を支持した白人労働者は相変わらず厳しい経済状態に置かれてしまうことが予測されるのです。

9 年前の 2008 年、全世界の聖公会主教が集ま

るランベス会議に私は出席しましたが、期間中、国連が提唱する「ミレニアムゴール」を支援するため、ロンドンのホワイトホールから国会議事堂を通り、カンタベリー大主教が執務するランベスパレスまでキャソックで行進しました。

2015年までに達成すべき「ミレニアムゴール」とは、極端な貧困の下で生活している人びとの割合を半分に削減すること、すべての国において初等教育を普及させること、乳児と5歳未満の幼児の死亡率を3分の1に削減することなどです。2015年時点で、一日1.25ドル(142円)未満で暮らす人びとの割合は世界全体で36%から12%、開発途上地域では47%から14%に減少しました。開発途上地域における栄養不良人口の割合はほぼ半減で、1990~92年、23.3%であった数字が、2014~16年では、12.9%までになりました。しかし、今なお約8億人が栄養不良状態に陥っております。

地球規模で経済を考えますとき、富める人や企業が貧しい人たちのためにその富のいくらかでも分配しない限り、過激主義者の台頭を防ぐことができません。民主主義などの普遍的価値や国際秩序を保持することが、世界の平和貢献につながってくるのです。

#### ●奉仕職誕生

自然災害や経済変動、戦争・紛争などが原因で、多くの人たちが自国を逃れ異国の地に向かっております。その人たちをキリスト者や教会はどのように信仰的に捉え、受け入れるか、これが私たちの大きな課題です。さまざまな文化的背景を持つ人たちの交わりを維持している教会の歴史において、最初に起こった事件は、寡婦への分配問題でした。

2000年前、エルサレムの教会は使徒たちが主導する宣教活動により、多くのユダヤ人がキリスト教に回心し、教会が著しく成長しました。このようななか、福祉活動の一環として、経済的に困難な状態に置かれている寡婦へ食糧を配給しておりました。ところが、ギリシア語しか話せないヘレニストユダヤ人より、ヘブル語(アラム語)を話すユダヤ人の配給量が多いとの苦情が、教会に寄せられたのです。困窮下にある者に対する配慮

に、言語や文化、出自の違いで差異があっただろうかという問題提起であり、これらを黙認しているように見受けられる、教会の霊的指導者として立っている使徒たちの姿勢を問題視したのです。

教会の人たちと相談した使徒たちは、「あなたがたの中から、“霊”と知恵に満ちた評判の良い人を7人選びなさい。彼らにその仕事を任せよう。わたしたちは、祈りと御言葉の奉仕に専念」(2~4節)ということで、信徒7人が選出され、使徒たちが祈って手を置くことによって、「悩む人、悲しむ人、病気の人、貧しい人、その他災いのうちにある人びとに仕える」(日本聖公会祈祷書473頁)ため、新たな奉仕者であるディーコン(執事・助祭)あるいは長老という職務が生まれました。

その後、小アジア、ヨーロッパ各地に教会は建てられ、ユダヤ人だけではなく、ギリシア人、ローマ人など、多くの外国人が入信しました。このようにして、文化や人種の違いを受容しながら教会が発展しましたが、それぞれの教会は画一的ではなく、生活環境、言語や習慣などが異なる国や地域の特殊性を尊重しながら、一致を保ったのです。

#### ●地域社会に根ざす教会

国立社会保障・人口問題研究所のデータによりますと、日本の現在の人口は1億2686万人ですが、このまま推移しますと、2110年には4286万人になり、何と8400万人も人口が減少します。そこで現政権は、「50年後に人口1億人程度」という目標を掲げ、さまざまな政策を打ちだしております。2015年の出生率は1.45ですが、これを2.07に上げ、毎年20万人の移民を受け入れないと、目標を達成できないのです。

英国やアメリカの都市部教会の礼拝に出席しますと、さまざまな肌の色をした人たちが会衆席に座っているのは当然のこととして受けとめられております。一方、日本の教会はどうでしょうか。ほとんどの教会では、礼拝参加者は日本人だけです。このような現状からして、移住者が日本においてどのような状態に置かれているかの実態を把握することが極めて困難なのです。この人たちの

存在を、教会が察知し、救いの手を差し伸べるためには、教会自身がさまざまな角度から社会の動向に目を向ける必要があります。

ヘレニストユダヤ人が教会に加わり、この人たちへの配慮の必要性に関して、使徒たちは最後の晩餐後、イエスの遺言ともいうべき言葉を想起したのです。

「異邦人の間では、王が民を支配し、民の上に権力を振るう者が守護者と呼ばれている。しかし、あなたがたはそれではいけない。あなたがたの中でいちばん偉い人は、いちばん若い者ようになり、上に立つ人は、仕える者ようになりなさい。食事の席に着く人と給仕する者とは、どちらが偉いか。食事の席に着く人ではないか。しかし、わたしはあなたがたの中で、いわば給仕する者である」(ルカ 22:26)

このようにして教会は、苦しみ、悩みのなかにある人たちの必要に応える体制づくりへと駆り立てられ、愛の絆で結ばれた社会を形成するために、

積極的に参与することになったのです。より多くの信徒を獲得することや、信徒のためにだけ配慮する内向的な教会から、地域社会の一員として存在する教会への脱皮が今、求められています。

「見よ、兄弟が和合して共にいるのは、何と誇るわしく、また楽しいことであろう」(詩篇 133:1)と謳います。もともとは家族の絆を賛美した詩であったようにですが、巡礼者が同じ目的をもって旅を共にし、困難を分かち合いつつ、睦まじく旅を続けた経験を、この詩編で表現しております。血のつながりのない兄弟姉妹がキリストの名によって一カ所に集まり、神を賛美することによって一つにされるとというのが、私たちキリスト者の理解です。その兄弟姉妹のなかには、外国から来た人たちも含まれます。この人たちと共に人生の旅路を歩みことによって、神の恵みと共に在る喜びが、賜物として神から与えられているのです。

●第31回全国協議会(2017年1月27日)聖書研究●

## 『使徒言行録』を読む

デオヌシオ 遠藤雅己(神戸国際大学教授)

『使徒言行録』10章24~38節(顕現後第一主日の聖書日課)

私は、聖公会神戸教区の執事ですが、研究者としては神学を専攻するものではありません。おそらく聖書神学への理解と言うのであれば、本日会場におられる先生方のほうが、はるかに優れているかと考えます。私の研究のキリスト教とのかかわりは、中東やアジアを中心とした宗教社会史の領域からです。長い言い訳の上で、社会史的視点から聖書テキストの考察を試みたいと思います。

本日のテキストに入る前に、『使徒言行録』の編集(者)、内容、目的等の枠組みについて述べることをお許しいただきたい。『使徒言行録』の概要についてはいくつか有力な仮説があり、私のここでの考察が、どのような説に立っているかを明らか

にしておくべきだと思うからです。本日の聖書研究に関連が深いと考えられる点についてのみ、最初に触れます。

### (1)『使徒言行録』の位置付け

①ギリシア語直訳では、書名は『使徒行伝』ですが、使徒とパウロの宣教と教会形成、そして言説(全文の33%が説教や演説)であり、『使徒言行録』が、内容からはふさわしい書名でしょう。「使徒」について言えば、十二使徒のうち言及されているのは、ユダに入れ替わったマツデアを含めても、4人で3回以上言及されているのはペトロのみです。パウロは十二使徒ではな

いのです。

ユダヤ教から分かれた「ナザレのイエスをメシア」と信じるユダヤ人グループに関する記述が前半に、エルサレム使徒会議以降のパウロの異邦人宣教についての記述が、後半を占めています。

本日の聖書箇所は、エルサレムを中心としてユダヤ全土への宣教と教会形成と、エルサレム使徒会議後のパウロの異邦人（世界）伝道の二つの区分の中間にある、ペトロの外国人を前にした説教です。

②コンツエルマン Hans Cozelman は、結論的には使徒言行録の中心的関心は、救済史の一部としての同時代の宣教である、と理解しています。コンツエルマンによれば、ルカ伝 16 章に基づいて、ルカは「救済史」を、〈1〉イスラエルの時、〈2〉キリストの時、そして〈3〉教会の時、と区分し、福音書が〈2〉のキリストの時を扱うのに対して、使徒言行録が、救済史における教会の役割（宣教と言説）を記述している、と述べています。

したがって、本日の聖書箇所におけるペトロの言説は、ペトロが最初のエルサレム教会の長であったことを考慮すれば、後にローマにまで至ったペトロの「世界宣教代理権限」を支持するかどうかとは関係なく、パウロ自身の言説というより「教会の宣教に関する説教（宣言）」として、世界（地中海世界＝ローマ帝国）に示されたと考えるべきであろう（ティベリウス説、Martin Dibelius）。

③編集時期：70 年から 150 年の間と、多数の仮説がある。ユダヤ反乱鎮圧（エルサレム陥落）が 70 年であるため、70 年以降説は成立するだろうが、「愛する医者ルカとの同一人物」（ポオチアで 84 歳で死亡したシリア人）説を取るか、複数執筆者説を取らない限り、120～150 年時期の説は、ルカの自然年齢を考慮すれば選択しがたい。

「ルカによる福音書」が 80 年代に完成し、この福音書と使徒言行録の編者が別人でなければ、おそらく 90 年代から 100 年ごろの間に編纂されたと考えるのが、適当かと思われる。この編集時期が私たちに示唆するのは、『言行録』

が、エルサレムを中心としたユダヤ人エクレシアの動向と、その後の地中海世界への伝道拡大の業を、史実（出来事）から 40～50 年以内に、記録・解釈した「古代教会の同時代史」であったのではないかということです。

そのような同時代史的視点から考えれば、『使徒行伝』の物語の順番を、多少の誤解や作為があったとしても、本日のテキストの「カイザリアにおけるペトロの説教」は、ペトロがエルサレムで投獄されそこから脱出して、エルサレム周辺に滞在していた時期で、エルサレム使徒会議の前だったと考えてよいのではないのでしょうか。

④編集者ルカとは誰か。結論的にいえば、エレナイオスの記述に基づいてティベリウスが主張するように「パウロのシリア人同伴者、愛する医者ルカ」と編集者ルカが同一人物であるという説を受け入れるのは、現在では、相当の疑念が提起されています。

一方、端正なギリシア語の文体や使用単語、そして文脈構成などから考えれば、「ルカによる福音書」と『使徒言行録』は同じ編者による可能性が高いといえます。

おそらく確実に言えることは、非ユダヤ人であるが、『イエスをメシア』であると言う深い信仰を持つ異邦人であって、異邦人伝道を指導するパウロを大変に尊敬しているが、「救済には信仰のみ必要である」という言説を示唆する以外、パウロの独特の神学について言及することがほとんどなかったということでしょう。また、豊かなヘレニズム文化の教養人で、ギリシア語と『70 人訳聖書』に精通している人物で、貧しい人びとや女性などの社会的弱者に共感を寄せているのに、彼の支援者や第一の読者は、彼同様に経済的に豊かな異邦人キリスト者です。彼の中心的関心は、パウロの異邦人宣教を正当化することではなく、救済の歴史の一部としての地中海世界（最終的には当時の世界の中心ローマ）への福音宣教の拡大とその経緯である、と言えましょう。

## （2）テキストの内容

本日のテキスト（10 章 24～38 節）は、カイ

サリアに招かれた使徒ペトロが、百人隊長コルネリウスの家で行なった説教で、「外国人」に対する初期教会指導者の説教としては、最初に記録されたものです。

ペトロの説教の内容は、前半(34~35節)は、神の救済の業において「神は人を分け隔てなさないことを、自分(ペトロ)は告げられた」と言うペトロの「外国人」宣教に関する覚醒を述べ、「どんな国の人でも神を畏れて正しいことを行う人は、神に受け入れられるのです」という世界宣教に関する教会(ペトロを通じて)の言説を、ユダヤ人商人の前で、また「外国人」に明らかにします。ここでは「異邦人」でなく、「外国人」という言葉が使われているのが重要だと思われませんが、この点については後に述べます。

後半の36~39節は、大変難しいギリシア語で、底本では隠れている関係代名詞を入れて訳しても、入れないままで無理に訳しても、共同訳聖書の訳でわかるように、大変複雑で分かりにくい構文となります。ギリシア語の問題に入り込まないで、共同訳を内容が分かりやすいように要約してみます。

「神(聖霊)によって油を注がれ、全ての人の『主』となったナザレのイエスは、ヨハネの洗礼の後、ガリラヤとユダヤ全土を巡って苦しむ人々を癒し、それによって救済の福音を人々に届けた。しかし、エルサレムでイエスを受け入れなかった者に処刑されたが、三日目に甦った」

これは、キリスト者が信じるべき、初期教会の「ケルギュマ Kerygma」と言っていていいでしょう。

つまりペトロは、百人隊長コルネリウスとその縁者と親しい友人を前にして、(外国人も神に受け入れられる)ことを証した後、神に受け入れられるための「教会の信条」を教えたのです。

さて、ペトロがこの言説に導かれ、説教の場が整えられるのは、本日の聖書テキストの章の最初(10章3~6節)にある百人隊長コルネリウスの幻と同様に、説教の節の直前(10章10~16節)にあるシモンの家の屋上で見たペトロの幻によってでした。

### (3) コルネリウスの幻

最初の幻は、カイサリアに駐屯する百人隊長で

「信仰心があつく、一家そろって神を畏れ、(ユダヤの)民に多くの施しをした」コルネリウスが、午後3時の祈りの時に祈っていると、天使が現れ、その幻の中で①「祈りと民への善き行いが神に受け入れられた」こと、また②「ヤッフェに人を送って、シモンの家にいるペトロを家に招きなさい」というお告げでした。この幻に特徴的なのは、祈りと善き行ないが神に覚えられているのが、外国人、それもローマ帝国の軍人であったという点でしょう。

実は百人隊長(ケンタリオ)や隷下の兵士また従軍奴隷が、グレコ・ローマンの神々でない神を信仰することは、実際にかんがりの例があったことは知られています。例えばローマ帝国の北端を守るブリテン島のハドリアヌス長城遺跡で、ミトラ神や敵であるスコットランド山岳民の守り神が祭られた跡が出土しています。ですから、このテキストで描かれた「信仰心あつい」百人隊長が歴史的の存在したことは十分考えられるのです。ルカが、この百人隊長が属していたのが「イタリア隊」(「碑文」によってその存在が確認されているローマ人歩兵隊)であることをわざわざ記しているのも、これが「史実の断片」であることを強調したいからでしょう。

その主な理由は、おそらく百人隊長と隷下の兵士が置かれた過酷な人生の基調にあったと思われる。ローマの領土が拡大するにつれて、前2世紀には、共和政ローマが誇る市民兵(鎧甲冑、盾と武器を購入できる名誉ある階層からなる重装歩兵)による軍団編成は不可能となりました。下層農民や定職のない都市青年が、上層の市民をスポンサー(パトリキ)として兵装を整え、17~18歳で志願兵として軍団に入隊するようになりました。上層の子弟は、騎兵となって、将校団に加わり、軍功によってローマ帝国の支配階層として次のランクを狙ったでしょう。でも、百人隊長は、これらの将校の仲間に入ることはありませんでした。

百人隊長に任命されるには、どのような軍歴を必要としたのでしょうか。ローマに「碑文」が残っている、主席百人隊長スプリウス・リグステヌスの事例を参照すれば、リグステヌスはガリアで敵に奪われた軍団旗を奪い返すほど優秀な兵士で

したが、その後、百人隊長となるまで 22 年間休みなく従軍し、幾多の戦役に生き残らなければなりませんでした。また百人隊長になってからも、いざ戦闘となれば歩兵部隊（三列陣形のホルス）の「右翼第一列」に位置して、一列に通常配置された若い兵士とともに白兵戦を戦いぬかなければなりませんでした。リグステヌスは主席百人隊長となり、初年兵の 20 倍程度の給与を受け、引退してイタリア半島にいくらかの土地を得て小地主として死んだ、と記されています。兵士のこのような過酷な状況は、百人隊長に自分を負傷や戦死から守り、死後の世界の幸福を保証する宗教（神）をどうしても必要とさせたのでしょう。また部下の敬愛を得ることは、戦場で生き伸びる必要条件であり、隷下の兵士や従卒（旗手と副官）を親身に世話したのは当然でもあったでしょう。

「ルカによる福音書」7章にも、善き百人隊長コルネリウスは、癒し人イエスを信頼（信仰）して、部下の兵士の治癒を懇願するのです。コルネリウスは非常に一般的なローマの名前であったから、幻を見る百人隊長とルカ伝7章の百人隊長が同一人物かどうかは判定できません。その信仰と善行によって、神（とイエス）に受け入れられた外国人として、シンボリックな人物として描かれています。善き百人隊長は、その名前はともかく実際に存在し、被征服民であるパレスチナの人々、なかならずユダヤ人の中では「こんなに善いローマ軍兵士もいる」という「噂」となっていたでしょう。

今回のテキストの百人隊長コルネリウスは、皇帝領でありながら、地方領主（最初はヘロデ・アグリッパ王）に管轄権が委譲されていたカイザリアに駐屯していることから、より複雑な立場に置かれていたと考えられます。まず軍人としては、彼の属するイタリア隊（ホルスと呼ばれる 480 人編成の歩兵隊）は、シリア総督がヴァルスの時期に前4年までカイザリア周辺に派遣され、管轄権がヘロデ王家に移動されたことにより、ローマ軍人でありながら、ヘロデが駐屯費用を負担する「支援部隊（アウクシリア）」として再編されていたと考えられます。

コルネリウスはその支援隊の上級下士官（先任曹長）として1歩兵隊（120～140人）を指揮

し、主に地域の治安維持と地域への開発支援などさまざまな役割を果たしたのです。治安維持はともかく、地域開発の仕事をするのは、ローマ帝国の住民への懐柔策としてでもあるが、管轄権は地方王族に委譲していても、本来ローマ皇帝の所有地であり、いつでも皇帝は管轄権を超越する権力があることを住民に示す意味があったようです。百人隊長たちは、単なるローマ人であるだけでなく、この地域におけるローマ帝国の権力が見える形でなければならなかったのです。つまり百人隊長が、どれほど土地の宗教を崇拜し住民と親しく土地の文化を尊重していても、被征服地の住民（特にユダヤ住民）は、彼の背後に常にローマ帝国の存在を感じていたはずで

しかし、この幻の中で天使は一度も彼がローマの軍人であるということに触れません。9章で神が彼の祈りと善行を認めたのは、彼が信仰あつい好ましい人だからです。そこにはローマ帝国（の支配と権力）という、百人隊長としての背景は、彼を受け入れる理由となっていないのです。そのような信仰深い人物の祈りを神は覚え、ペトロを礼儀にかなった方法で招待するよう命じる幻を与えたのです。無論、招待されるペトロにとっては、コルネリオはローマ帝国を背中に負った百人隊長であり、「外国人」であったのです。聖霊はそのことを十分認めたとえ、ペトロに対して、（外国人）宣教の覚醒を与えようとしているのです。

#### （4）ペトロの幻

もう一つの幻は、コルネリウスが幻を得た翌日の12時頃、皮なめし職人シモンの家の屋上にあがったペトロが、天から降ろされた「あらゆる獣（けもの）、地を這うもの、空の鳥）を、「屠って食べるよう」天から声がしました。これらの肉は、すべてユダヤの食物規定で禁じられたものです。しかしペトロが、これらの食物を食さないのは、必ずしもユダヤ律法に反するからではありません。律法に反すると言うのであれば、既に「皮なめし職人」というユダヤ社会で「不名誉な職」を営む家に親しく逗留していることで、律法上好ましくないことをしているのです。この点について、「異邦人のガリラヤ」の漁師として、「貧しいがゆえに律法を順守できない人々」と生活して来

たペトロに、逡巡はないと思われます。

ペトロが天からの食物を食べないのは、「清くない物、汚れた物」と個人的にも感じるからなのです。「植え付けられた」不浄感が、食べるのを躊躇させているのです。これに対する天の声は、「神が清めた物を清くないなどと言ってはならない」というものです。

私は、イスラム教徒の留学生とハラルの食物禁忌について話すことがたびたびありますが、彼らは、例えばラード等の豚脂が入った料理を食べないのは、禁止された食物だからというより、何となく不潔で、気持ちが悪いからだと言うのです。律法による食物禁忌以前に、「小さい時から植え付けられ、権力によって操作された」不浄感のようなものが、一定の食物を食べないという生活律をおしつけられているのです。

操作された差別観や植え付けられた不浄感は、事実認識や民族思想を受け入れる以前に、排外主義への道を開くことが多いのです。特に現アメリカ大統領の言説を聴いていると、キリスト教にとって、「神が清めた者を、清くないなどと言ってはならない」という聖句は、排外主義に陥らないための重要な警句であるのではないかと思います。

私が、東京・新大久保で最初に「ヘイトスピーチ」を叫ぶデモ隊を見た時、高校生くらいの女性が、民族思想の言説や排外主義の主張ではなく、対外嫌悪感や外国人排斥の暴力的な表現を叫んでいました。私のように国際結婚して外国籍の子どもがいる者にとっては、(ここでは書けないけれども) 耳を覆いたくなるような外国人への嫌悪と怒りの言葉の羅列を聴いて、ほとんど平常心を失ってしまいました。

しかし、考えてみればこの少女たちの嫌悪や怒りは、明らかに社会への大きな影響力を持つ何者かに、社会過程を通じて植え付けられ、操作されているものであると感じました。

この幻の中でペトロが聞いた「神が清めた物を、清くないなどと言ってはならない」という天の声

を、ペトロ自身は「神はその救済の業において、国や生活慣習において差別をなさらない」と理解したようですが、一方では、「我々(ユダヤ人)の不浄感や嫌悪感は、神ならぬ『何者』かに植え付けられ、操作されているものである」とも理解できると思います。

#### (5) テキストの社会史的理解

この二つの幻の直後に、ペトロは、証人としてユダヤ信徒数名を同行し、ローマ帝国の法と権力を背負う百人隊長コルネリオの家を訪問し、律法に反して説教を始めます。

そして、このペトロの「外国人が神の宣教から外れることがない」という証は、コルネリオの家に集まった外国人たちにとって「福音」となったのです。その理由を、当時の社会関係の基幹構造となっていた「庇護者 — 被護民(パトリキ — クリエンテス)」関係に照らして考察してみましよう。

「パトリキ — クリエンテス」関係は、社会経済的に同等でない者の相互関係で、社会的に下層の者(あるいは何らかの理由で困窮する者=クリエンテス)が、豊かで権力を持つ上層の者(パトリキ)の恩恵によって社会生活の必要を満たし、それに報いるためにパトリキが必要とする時には、クリエンテスがこれに応えて行動する。そういう社会関係です。英語では「パトロン — クライアント」関係と呼ばれる人間関係は、現在社会でこそ限定的で希薄になりつつあるとはいえ、1世紀の古代地中海世界の全域で基本的社会関係となっていました。ただし、東地中海に拡大していく過程で、やや不完全な「パトリキ — クリエンテス」関係が形成され、パトリキとクリエンテスの間をつなぐ「仲介者」が付け加わり、この地域の社会関係で重要な役割を果たすと考えられます。社会史的解釈では、諸言説(特に信仰や倫理に関わる思想)の受容は、その社会関係のパターンの中で理解される傾向があったと考えられます。

	ユダヤ人教会の救済理解	ペトロの説教
庇護者 (パトリキ)	神	キリスト・イエス
仲介者	ナザレのイエス	教会 (ペトロら使徒)
被護民 (クリエンテス)	ユダヤ人	世界の敬虔な人々

原始ユダヤ人教会のケリュグマでは、庇護者としての神が、ナザレのイエスの宣教の業を通じて、ユダヤの民は被護民として救済へと向かうと考えられています。これに対して、コルネリオの家でのペトロの説教では、メシアであるイエスの福音は、教会（ペトロら使徒）の宣教によって、「どの国から来たのかと関係なく」善きユダヤ人と善き外国人に与えられるというのです。それ故、ペトロがここで述べているエルサレムを中心とする原始教会の「ケリュグマ」は、外国人にとっても救済の福音となりえたのです。

これをもう少し神学的に定式化すれば、「イエスキリストの宣教（愛）は、国家によって制限されない」（前カンタベリ大司教ウィリアムス R.R.Williamms）となります。ここでは「国家」は、非ユダヤ的生活慣習や文化ではなく「法や権力」による支配の実体（サブスタンティア）を意味しています。ペトロが属する「からし種のような」ちっぽけな教会は、ここに登場する「善き百人隊長」が良くも悪くも象徴する大ローマ帝国を前に、「教会を通じて行われる神の宣教は、ローマ帝国に代表される国家権力のいかなる制約も受けない」というラディカルな原則を宣言しているように見えます。

ガリラヤの漁民であったペトロが、そのような国家と教会の関係を深慮していたかどうかは定かではありません。ローマでは帝国の腐敗が進み、失政のスケープゴートが必要となり、地方都市でも「皇帝礼拝」のような皇帝の権威を守るための神格化の必要が論じ始められていました、このような雰囲気は、東地中海にも伝わっていたのかも知れません。それ故、ルカはたぶん、「教会と国家」の関係を認識していたように思われます。このようなキリスト教会の姿勢は、結局、ローマ帝国による、ペトロ自身の殉教を含むキリスト教に対する弾圧を招きます。そのような皇帝の迫害の中で3世紀には地中海世界全土に福音が伝えられ、世界の教会を形成していったのです。

ペトロの説教で示された「外国人が神の宣教において受け入れられる」という言説は、後にエルサレム使徒会議で論じられた非ユダヤ人への宣教の可否というレベルを超え、「教会と国家」の関係

に関する教会側の最初の公的宣言と呼べるものになっていったのです。

教会が、神の宣教の発信基地である限り、ペトロの説教で宣言され、「神の宣教は、国家によって制限を受けない」と後に要約された教会の公言説を、現代の教会が後退させるわけにはいきません。

#### （6）すぐそこにある教会の危機

一方、国家は、その形態をさまざまに変化させながら、政治における民主的過程が広く認められている現在においても、その影響力は過去のいかなる国家権力より強力です。既に国家は、社会的多数形成や世論操作などにより、全てではないにせよ、相当数の個人の見解すら操るさまざまな手段と力を持ち、実力を行使して人びとに合意を強制する必要すらないように見えます。

テレビや新聞を見れば、数年前ならとても大統領や議員になることなど考えられなかった政治指導者が、扇情的な言論で国民を危険な道に導こうとする報道に溢れ、街頭に立てば信じられないような排外感情の叫びが聞こえてきます。信じたくはありませんが、教会の中でも、「外国人の権利を守る」などと言えば、建前上これに反対することは出来ないとしても、さざ波のような「不同意」の感情が湧き出てくるのではないのでしょうか。

グローバリゼーションの陰で、権力によって植え付けられた排外感情が拡大し、外国人労働者や難民に対する不正な管理制度が台頭しています。労働者不足の中で、日本はより多くの外国人労働者を必要としており、その一方、日本の政府も経済界も「外国人の基本的権利を擁護し、多文化共生の社会を築く」という主張をタテマエとしては述べても、本気で実現しようとしているようには見えません。社会も——あるいは教会の中ですら、中産階層の伝統的生活様式や社会関係、そして価値観を受け入れない外国人を、日本に受け入れ、日本人と平等の権利を与え、共に生きようと望む人が一体どれほどいるのでしょうか。まるで「割礼のない者は、神の救いの中に入らない」とでも言っているようです。シモンの家の屋下がりにペトロが伝えられたように、教会の立場は、はっきりしています。「神が清くされたものを、清くない」な

どと言ってはならないのです。

日本政府の作為と不作為によって在日外国人が社会的弱者に落とされ、労働力として管理され、海外からの観光客の来日は大いに促進されているのに、世間には排外主義が台頭しています。このような状況を前にして、教会とエキュメニズム運動の中に「外キ協」のような運動が継続されていることは、教会にとって勇気を与えられることで

す。しかし、このようなキリスト者の運動は、社会的弱者へ共感やヒューマニズムによるだけでなく、本日のテキストの中のペトロの説教が示すように、そのことを行なうことが教会の神から与えられた務めだからです。

そのような社会的宣教が行なわれなくなれば、教会は神の宣教を放棄したことになり、既に教会とは呼べなくなるのではないのでしょうか。

## ●2017年／第31回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会宣言●

# 多民族・多文化共生の天幕をひろげよう

2017年1月26日から27日にかけて、「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」（外キ協）は、第31回全国協議会を大阪・在日韓国基督教教会館（KCC）にて開催しました。「多民族・多文化共生の天幕をひろげよう——ヘイトスピーチ解消法と外国人住民基本法」という主題のもとに、各地外キ連および外キ協加盟各教派・団体の代表者ら45名が参加し、1980年代の指紋押捺拒否に始まる31年間の運動の到達点を確認しました。協議会では、熊本地震における教会の取り組み、カトリック大阪大司教区における外国人住民支援の動き、外国人住民施策に関する自治体交渉の結果について共有しました。また、国際人権法の視点から見たマイノリティの女性に対する複合差別の現実とそれに対する取り組みの必要性について学び、さらに在日コリアンに対するヘイトスピーチの現状とこれからの課題について確認しました。そしてキリスト者が担うべき、共生社会の実現の使命について聖書から聞きました。

現在、世界中で難民・移民の受け入れが大きな課題となっています。そして日本社会においても、すでにさまざまな文化を背景とする人びとが地域住民の一人として生きて働いており、それぞれがかけがえのない役割を担っています。こうした現実を受け入れることなく、マイノリティへの憎悪をまき散らすこと、そしてそれを黙認してしまうことは、日本社会そのものを歪め、破壊することでもあります。しかし近年、日本社会における排外主義の高まりは著しく、弱者を保護すること、多様性を保持することの意義が顧みられなくなっています。マイノリティに対する憎悪をまき散らすヘイトスピーチは、いまだに繰り返されています。とりわけマイノリティの女性は、複合的な差別による攻撃にさらされており、人としての尊厳を傷つけられ、日々生きる力すら奪われ続けている人びとがいます。このような現状を変えたいと思いを同じくする人々の努力によって、2016年にはついに「ヘイトスピーチ解消法」が成立しました。この法律は日本における最初の人種差別反対法となりましたが、具体的な禁止事項を規定しない理念法に留まるなど不十分な点が多く、この法律を実際に意味あるものとするためには、さらなる法改正、法整備が必要です。さらにわたしたちは、成立した解消法を手がかりとして、地方自治体に対して人種差別撤廃基本条例の制定、多民族・多文化共生都市宣言などを働きかけてゆかなければなりません。

日本政府は現在、2020年に向けて「人権大国・日本の構築」を目指すことを打ち出し、そのための施策

を進めています。しかし実際は、日本が締結しているさまざまな国際人権条約が締約国の義務としている事柄の実施について致命的に遅れていると言わざるを得ません。地域に生きる一人一人が一人の人間として尊重され、それぞれの文化を分かち合う制度が整えられてこそ、すべての人の人権が守られる社会が実現します。そのような社会の実現を目指して、私たちは「外国人住民基本法」の制定を引き続き求めてゆきます。

2015年11月に世界のキリスト教会の協力によって東京において開催された第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議の共同声明を踏まえて、2017年4月「マイノリティ宣教センター」が設立されます。わたしたちは、日本におけるキリスト教会の使命として、社会の中のマイノリティの声を聞き、共に歩み、人種主義と闘う世界的なエキュメニカル・ネットワークを作ることに積極的に参加してゆきます。

現在日本では、過去の戦争と植民地支配の歴史的事実を否定する流れが作られようとしています。しかし、歴史に真摯に向き合っていないならば、それは再び戦争へと向かう道となることをわたしたちは知っています。過去の事実と向き合うからこそ、和解と共生の平和を求めて、世界の国々と対話し協力し合う努力を続けることが出来るのです。

わたしたちは今日、カトリック大阪梅田教会において「第31回『外国人住民基本法』の制定を求める全国キリスト者集会」を開催しました。

わたしたちはキリスト者として、この世界で和解と共生の平和を求めていくことを、主なる神から託された福音宣教の使命として取り組んでいくことを決意します。

2017年1月28日

第31回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会 参加者一同  
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

## 全国協議会・全国集会に参加して

### 提起された課題へ

この何年かの全国協議会の学びは、「ヘイトスピーチ」にかかわる課題です。2017年はアメリカで「移民排斥」を旗印にしたトランプ氏が大統領になり、日本の首相は就任式前にまるで忠誠を誓うかのように米国を訪問しました。今回の協議会と集会は関西で開催されましたが、一日目に大阪地裁で「朝鮮学校授業料無償化排除裁判」で行政の追認判決（実際はもっと踏み込んでいる）が出されました。司法までもがヘイトスピーチに加担

しているかのようです。

協議会の学びの中で得た、「ヘイトスピーチ解消法」をより実質的なものへと進めていかなければなりません。本来「難民認定」されるべき人びともわずかであり、この国が外国人との共生を望まない姿勢をよりあからさまにしているようです。だからこそ、提起された課題や交わりを大切にし、現実起こっている状況をもっと情報収集し、発信していかなければと思われました。

●後藤 聡（関西外キ連）

### 人権の街に

大阪市生野区にある鶴橋商店街の前でヘイトを叫ぶ女子中学生の映像を初めて見た時、「なぜ？」という思いしか浮かばなかった。我が家にも女子中学生がいる。目の前にいる娘は、このような視点を持った同世代に、高校で、大学で、社会で出会った時、何を感じるだろうか？ 地域的なものなのか？

そんな疑問の答を求めて、会議の合間、そばにあるコリアタウンを歩き、お昼を食べ、沢山の小路がある鶴橋商店街を案内してもらった。そこには生活している人びとが溢れていた。

「なぜ？」の答は、現場でもっと大きな問いとなったが、小さな希望が全国集会のあとの多文化共生パレードのアピール文の中にあっただ。「在日外国人や社会的弱者に優しく大阪が、いつの間にか朝鮮学校の補助金打切り、高校無償化適用除外にみられる、行政差別の起点になっていることを、恥ずかしく思います。人権の街大阪を取り戻しましょう」。私も地元が人権の街になるよう働きかけていかなければならないと思った。

●西 千津（北海道外キ連）

## 福音の視点から

---

私にとって30回全国協議会に続いて2回目の出席でした。前回と同様、今回も大いに刺激を受けた協議会でした。企画、準備をして下さった方々に感謝です。

年々悪化する外国人を取り巻く環境のなかで、時々「怒り」を感じるスピーチを耳にすることがあります。そのような当事者として外キ協の協議会に出席するのは大いに慰めでもあり、励ましにもなります。無論、個人の感情の緩和を求めて協議会の場にいたわけではありません。

さて、出席した者として感想文を書くように命じられ、何を書こうかと思い巡らすといろいろ思い出しますが、紙幅の制限もありますので、全国集会の宣言文の作成の時、出席者の発言から「なるほど」と思われたことを短く述べさせていただきます。こう思いました。

↑先生は、宣言文の素案に対して違和感を覚え

ると言いながら「福音の視点」がベースになるべきだという旨の発言をしました。その通りであると思います。例えば「人権」という概念を一般的な自然法的な理念や憲法上の概念だけで捉えますと信仰者としての視点は弱まり、その結果、市場の論理の下での論争になってしまう嫌いがあります。このことは、キリスト者が一般市民と共に他の運動や議論をする場合においても然りでありませぬ。

これからもキリスト者として福音の視点を見失うことなく、人権、平和などのための運動に励みたいと願っています。

●黄 仁 坤（九州・山口外キ連）

## 女性の視点から

---

今年、全国協議会に参加させていただいて特に印象深かったのが、女性の問題を取り上げていただいたことです。お二人の女性のスピーカーからお話いただいたことは、そのまま日本社会の中で起こっている女性の問題につながってくるなと感じました。

特に、ビスカルド篤子さんがご報告くださった「シナピス」の活動について。お話の中で、移住女性の相談の特徴として、女性は声をあげにくいこと、内容は深刻なのに支援が行き届きにくいというジレンマがあるということをお聞きしました。また難民女性について、自己評価が低いため権利を主張できないということをお聞きしました。これらのことは、状況の深刻さの度合いが異なるでしょうけれども、そのまま日本女性に当てはまるなと感じました。まだまだ物事を決める場所には圧倒的に男性が多い日本。自尊心が持てず、沈黙してしまう女性も多くいます。またその自信のなさから、元百合子さんがお話しくださった「複合差別」も起こっていると感じます。

外国籍の方々の問題を通して、日本の姿も考えさせられる2日間でした。わたし自身の課題として、日本人、外国籍の方々を含めた女性の問題を改めて考えていきたいと思いました。

●三吉小祈（広島外キ連）

# 外国人が暮らしやすい社会は、日本人も暮らしやすい

## 「自治体要請:2016~2017年」中間報告

- ◆2012年7月から外登法が廃止され、「改定」入管法・入管特例法・住民基本台帳が実施された。
- ◆改定法の下で外国人住民は、その地位と権利は守られているのか？  
自治体の取り扱いはどうなっているのか？  
すでに日本で暮らす外国人住民は、230万人を超えた。
- ◆いっぽう非正規滞在者は、約6万人。  
彼ら彼女らは、改定法によって住民登録がされなくなり、  
地域に住んで生活しているのかかわらず、「見えない存在」とされている。  
彼ら彼女らは、今どうなっているのか？
- ◆私たちは「外国人住民基本法」の制定を求めて、国会請願署名活動を続けている。  
それを並行して、各地外キ連を中心に、外国人住民への施策に関する自治体要請を始めた。

### 関西代表者会議の報告

関西では、「外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議」(各教派団体名と代表者名の連名)で、自治体交渉を行なっている。交渉した自治体は東大阪市、大阪市、京都市である。

要請項目は下記のとおり。

1. 在留資格を有しない外国人住民に対しても、公立小中学校への就学、母子健康手帳交付、入院助産、未熟児養育医療、結核治療、定期予防接種など、適切に行政サービスを提供してください。
2. 被仮放免者情報をもとに、当該外国人に対しても適切な住民サービスが提供されるよう配慮してください。
3. 法務省から住民票消除の通知があった場合、当該外国人の居住実態等を調査の上、対応してください。
4. 在留資格の有無にかかわらず学齢相当の外国籍の子供の就学実態を把握し、就学していない子供に対しては、就学を促してください。
5. 自治体職員の国籍要件や任用制限を見直してください。

#### ◆東大阪市

\*要請書提出：2016年8月30日／交渉：同日  
／紹介議員：松平要（新社会党）／市側出席者：  
副市長・人権担当部長他／代表者会議側出席者：10名

東大阪は、要請項目すべてにおいて私たちの要請の趣旨に沿った形で対応するとの回答であっ

た。要請項目3についても、「外国人住民の基本的な人権に十分配慮し、『住民基本台帳法』『出入国管理及び難民認定法』等関係法令の適用については適切に対処してまいります」との回答であった。外国人住民の実態についての私たちの訴えにもよく傾聴してくれて、今後の行政に反映したいとの姿勢であった。

特筆すべきは、要請項目5について、東大阪市ではすでに職員採用において消防職を含むあらゆる職種において国籍条項は設けていないとの回答であり、24名の外国籍の職員がすでに採用されているとのことだった（消防職についてはまだ採用実績なし）。

#### ◆大阪市

\*要請書提出：2016年8月10日／交渉：11月18日／紹介議員：武直樹（民進党）／市側出席者：市市民局ダイバーシティ推進課他4課  
／代表者会議側出席者：8名

大阪市は要請項目について担当の課が異なるとして、7課が12項目にわたって回答した。要請項目1の公立小中学校への就学についてはこれを認めているとの回答にとどまらず、教科書無償給与や就学援助についても、日本人と同様の対応をしているとの回答であった。

その他の項目に関しては、在留資格のない外国人にも適用するか否かについての要請であるにもかかわらず、制度の説明だけが回答されていたので、交渉の場で確認すると、「在留資格のない外国人にも適用する」との回答であった（要請項目4についても同じ）。

要請項目2については、「要請の趣旨に沿って必要な措置を講じる」との回答であった。

交渉で最も議論になったのは、要請項目3についてで、担当課長は「法に従って国の指示通りに行う」の1点張りで、この問題に最も時間を使ったが、進展は得られなかった。

要請項目5については、消防職を除くすべての職種において国籍条項はないとの回答であった。後日、回答してもらったところによると、大阪市では現在69名の外国籍職員がおり、内訳としては、事務職員13名、技能職員19名、医師2名、看護師2名、保健師1名、保育士11名、社会教育主事（補）1名、高速車掌1名、管理作業員1名、給食調理員7名、教諭4名、常勤講師など7名である。国籍別では、韓国籍68名、朝鮮籍1名（保育士）である。ちなみに大阪市の全職員数は31,168名で、外国籍の職員率は0.22%となる（大阪市住民総数は約267万人、そのうち外国人住民数は12万人でその比率は4.38%）。

大阪市は、内規で市民団体からの要請を受けた場合、その要請書と市の回答、交渉要旨を市のホームページに掲載されることになっている。また、基本的に2回目以降の交渉は市側の判断によってのみ決められることになっている。代表者会議では、それでも交渉を求めるのか、今回の回答を受けて改めて別の機会に要請書を提出し交渉するのか、今後判断したい。

#### ◆京都市

\*要請書提出：2016年10月13日／文書回答：12月5日／交渉：2017年1月26日／紹介議員：中野洋一（民進党）／市側出席者：

市・国際化推進室他4課／代表者会議側出席者：8名

京都市は項目ごとの回答で、中身は大阪市とほぼ同じであった。

議論になったのは、要請項目1の入院助産について、2015年にさいたま市議会が全国の政令指定都市を対象に行なったアンケートで、京都市は「在留資格のない外国人にも適用するが、入管に通報することを前提とする」と回答している点であった。この指摘に対し、京都市の担当者は、資料を持ち合わせておらず、後日回答するとのことであった。後日メールで「さいたま市議会事務局のアンケートは、住民サービスの提供と公務員の通報義務について尋ねられたもので、選択肢で示された中から、公務員の通報義務については関係法令に照らして回答したものである。調査の結果この制度の適用に当たって京都市からの通報事例はなかった」との回答があった。また、付け加えて「子ども等を対象とした住民サービスについては、人道的見地に立って提供を行うこととしている」との回答があった。

次に要請項目の3について議論したが、市側から国の法令がある以上それに従うとの回答であった。代表者会議側から「改定入管法、住民基本台帳法によって、在留外国人がちょっとした不注意で在留資格が取り消される問題があること、在留資格が取り消されてもそのまま居住し続け、後に在留資格が回復されるケースもあることを考えると、住民票から消除することで健康保険、年金などで大変な不利益を被る」と指摘すると、市側からは、「どういった対応が可能か検討したい」との回答であった。

最後に、京都市の外国人職員はわずか16名で、15名が韓国籍、1名（保育士）が朝鮮籍であるとの答であったので、外国籍住民のより積極的な採用を要請して交渉を終えた。

●金成元（関西代表者会議）

## 神奈川外キ連の報告

### 1. 活動開始まで

自治体への要請行動は、外キ協第3回事務局会

議で要請書のモデルが提示されたが、神奈川外キ連はこれまで直接自治体と交渉した経験がないの

で、内部では議論が進まなかった。とりあえず県内の政令指定都市（横浜、川崎、相模原）の状況をホームページ等で調べることから着手した。

## 2. 横浜市への要請

(1) まず全国で最大の政令指定都市・横浜市に要請することとした。外キ協の紹介や神奈川外キ連が参加している協議会との連携が実現して、「外国人市民との共生社会をめざす神奈川連絡会議」「かながわみんなとうれん」「カラバオの会」も要請団体に参加することになった。

(2) これらの団体との協議を通して、外キ協・移住連から提示された要請モデル案に対して次の変更をして要請書を作成した。なお要請項目の順番は入れ替えた。

①モデル案の「5. 多文化共生に係わる指針・計画・条例等を作成してください」に関しては、「ヨコハマ国際まちづくり指針」（2007年3月／国際都市経営局国際政策室）及び別冊「取組メニュー一覧」があるので、本要請からは除外した。

②下記の項目を追加した。i) 外国から来た子ども

の市立小中学校への編入に際して学年と年齢の関係を柔軟に対応すること。ii) 現在停止されている朝鮮学園への補助金の支給を復活すること。

(3) 作成した要請書を2016年9月30日に「横浜市長陳情」として横浜市国際局に提出し、同年11月7日に回答を受け取った。

(4) 横浜市への回答は不十分な内容もあるので、意見と質問をまとめて、近日中に再交渉を要請する予定である。

## 3. 相模原市への要請

これまでに「相模原市の国際化を進める会議」と準備会を2回開催。同会議は在住外国人の課題と深く関わっているので、協働することになった。同会議に要請案を作成してもらい、近日中に提出する予定である。

また川崎市に対しては、「かながわみんなとうれん」はこれまで市との豊富な交渉の実績があるので、これを中心にして当外キ連も加わって運動を進める。

●小山俊雄（神奈川外キ連）

## 外キ協2016年（1月～12月）会計報告

	決算	(内訳／備考)
<収入>		
1. 前年度繰越	15,166	
2. 賛同献金（名刺広告）	1,481,000	
3. 全国集会献金	64,000	
4. 全国協議会参加費	436,000	
5. 特別献金	78,666	
6. 教派・団体分担金	650,000	
7. 全国キャンペーン協賛金	383,000	
8. 全国キャンペーン献金	4,800	*「外国人住民基本法」小冊子の売上
<収入合計>	3,112,632	
<支出>		
1. 1月全国集会経費	943,744	*『全国集会資料集』の編集費・印刷費含む
2. 全国協議会経費	690,920	*外キ連代表者の交通費補助含む
3. 人件費	350,000	*1～7月までの7カ月分
4. 事務費	3,947	*コピー代、HP運用経費など
5. 会議費	48,500	*共同代表者会議と事務局交通費補助含む
6. 通信費	180,217	*ニュース発送費用など
7. 活動費	25,520	*集会派遣費用など
8. 全国キャンペーン経費	408,411	*署名用紙印刷代、派遣費用など
9. 印刷製作費	98,176	*ニュース印刷費など
10. 資料購入	25,336	*『国際人流』購読料など
11. 渉外費・雑費	80,000	
12. 繰越金	7,861	
13. 前年度の未払金精算	250,000	*2015年の未払い分の精算
<支出合計>	3,112,632	◆2016年未払い分=250,000円

# 外キ協は 2017 年、 取り組みを広げます

## 1. 外国人住民基本法の制定に向けて

- ①2016 年署名を 2017 年 3 月、国会に提出します。
- ②4 月、各地外キ連／各教派・団体で、「外国人住民基本法の制定を求める国会請願署名：2017 年」を開始します。
- ③各地外キ連で、自治体に対する「外国人住民施策に関する要請」行動に取り組みます。
- ④移住連など市民団体と連携して、国会内での議員勉強会を組織し、諸外国での立法例を参照しながら、議員立法化を働きかけていきます。

## 2. ヘイトスピーチ解消法の実効化と、 人種差別撤廃基本法の実現に向けて

- ①外国人権法連絡会と共同で、ヘイトスピーチ解消法の実効化を、関係省庁に求めています。
- ②3 月末、法務省人権擁護局は外国人住民アンケート調査の結果を発表します。それは、外国人住民に対する差別の実態を示すことになるでしょう。それを根拠に、政府と国会に対して、人種差別撤廃基本法の制定を求めています。
- ③地方自治体に対して、人種差別撤廃基本条例の制定／多民族・多文化共生都市宣言などを働きかけていきます。

## 3. 2012 年／2016 年入管法に対して

- ①2012 年 7 月から実施された「改定」入管法・住民基本台帳法の諸問題、とくに在留カードの常時携帯、国際結婚移住女性の在留資格取り消し、非正規滞在者の生活権剥奪に対して、法務省・総務省・厚生労働省・文部科学省・警察庁の関係省庁に、是正と法改正を求めます。
- ②在留資格取り消し制度をさらに拡大した 2016 年改悪入管法の改正を求めています。

## 4. マイノリティ宣教センターとの連携

- ①2015 年 11 月の「第 3 回マイノリティ宣教国際会議」の成果を踏まえて今年 4 月 8 日、「マイノリティ宣教センター」が設立されます。センター事業の柱である「人種主義との闘い／青年宣教／和解と平和のスピリチュアリティ開発／日本教会・海外教会への発信」の中の、とりわ

け人種主義との闘いにおいては、連携した取り組みを進めます。

- ②センターが主催する 9 月 3～6 日「マイノリティ・ユース・フォーラム」(大阪)に、各地外キ連／各教派・団体から青年を派遣します。

## 5. 外国人被災者支援プロジェクト

- ①3 月 11 日、東日本大震災から 7 年目を迎えます。今なお続く被災者の苦難、とりわけ福島の被災者のことを覚えて、2017 年も「福島移住女性支援ネットワーク」として、福島の移住女性とその子どもたちに対する支援プロジェクトを継続します。
- ②そのために、海外教会をはじめ国内の教会・キリスト教学校・個人に献金を呼びかけます。

## 6. 広報活動

- ①『外キ協ニュース』を 3 カ月ごとに発行し、取り組みと最新情報の共有を図ります。
- ②ホームページの内容を拡充していきます。

## 7. 共同・連帯行動

- ①全国キリスト教学校人権教育研究協議会  
・8 月 17～19 日、群馬県前橋市の共愛学園で開催される第 28 回全国セミナーに賛同し参加します。
- ②外国人権法連絡会  
・4 月、『外国人・民族的マイノリティ人権白書：2017』が発行されます。  
・4 月 15 日、シンポジウム「ヘイトスピーチ解消法の実効化と人種差別撤廃基本法の実現に向けて」に賛同し参加します。
- ③移住者と連帯する全国ネットワーク  
・3 月と 11 月の省庁交渉に参加します。  
・6 月 17～18 日、福井市での全国フォーラムに賛同し参加します。  
・政策提言の作成作業に参加します。
- ④人種差別撤廃 NGO ネットワーク  
・3 月 22 日、「国際人種差別撤廃デー」院内集会に賛同・参加します。  
・国際人権活動として NGO 共同レポートの作成に参加します。

